

資料1

総合資源エネルギー調査会総会の公開について

1. 会議は原則公開とし、傍聴については、部会の運営に支障を来さない範囲において、原則として認める。
2. 議事要旨については、原則として会議の翌々日までに作成し、公開する。
3. 議事録については、原則として会議終了後1ヶ月以内に作成し、公開する。
4. 配布資料については、原則として公開する。
5. 部会開催日程については、事前に周知するものとする。
6. 個別の事情に応じて、会議又は資料を非公開とするかどうかについての判断は、会長に一任するものとする。